

令和3年度 第4回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和3年8月23日(月)

1 開 会

2 議 題

(1) 異議申出審議

(2) その他

3 閉 会

令和3年度 第4回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和3年8月23日(月)

- No.1 令和3年度 地域別最低賃金改定状況 …P245
- No.2 茨城県の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書の追加資料(茨城県労働組合総連合 令和3年8月5日提出) …P246
- No.3 令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(茨城県労働組合総連合 令和3年8月20日提出) …P247
- No.4 令和3年度茨城地方最低賃金の改定決定に対する異議申出書
(いばらきコープ労働組合 令和3年8月20日提出) …P249
- No.5 令和3年度茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(茨城県医療労働組合連合会 令和3年8月20日提出) …P250
- No.6 令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 令和3年8月20日) …P251
- No.7 令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(全日本年金者組合茨城県本部 令和3年8月20日) …P252
- No.8 令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 令和3年8月20日) …P253

結審日	都道府県	ランク	3年の額	2年の額	引上げ額	目安額	目安額±	備考	効力発生子定日
1	R3. 7. 21	東京	A	1041円	1013円	28円	28円	-	R3. 10. 1
2	R3. 8. 4	神奈川	A	1040円	1012円	28円	28円	-	R3. 10. 1
3	R3. 8. 4	大阪	A	992円	964円	28円	28円	-	R3. 10. 1
4	R3. 8. 5	愛知	A	955円	927円	28円	28円	-	R3. 10. 1
5	R3. 8. 5	埼玉	A	956円	928円	28円	28円	-	R3. 10. 1
6	R3. 8. 5	千葉	A	953円	925円	28円	28円	-	R3. 10. 1
7	R3. 8. 5	京都	B	937円	909円	28円	28円	-	R3. 10. 1
8	R3. 8. 5	兵庫	B	928円	900円	28円	28円	-	R3. 10. 1
9	R3. 8. 6	静岡	B	913円	885円	28円	28円	-	R3. 10. 2
10	R3. 8. 5	三重	B	902円	874円	28円	28円	-	R3. 10. 1
11	R3. 8. 5	広島	B	899円	871円	28円	28円	-	R3. 10. 1
12	R3. 8. 4	滋賀	B	896円	868円	28円	28円	-	R3. 10. 1
13	R3. 8. 5	栃木	B	882円	854円	28円	28円	-	R3. 10. 1
14	R3. 8. 5	茨城	B	879円	851円	28円	28円	-	R3. 10. 1
15	R3. 8. 5	富山	B	877円	849円	28円	28円	-	R3. 10. 1
16	R3. 8. 5	長野	B	877円	849円	28円	28円	-	R3. 10. 1
17	R3. 8. 5	山梨	B	866円	838円	28円	28円	-	R3. 10. 1
18	R3. 8. 5	北海道	C	889円	861円	28円	28円	-	R3. 10. 1
19	R3. 8. 3	岐阜	C	880円	852円	28円	28円	-	R3. 10. 1
20	R3. 8. 5	福岡	C	870円	842円	28円	28円	-	R3. 10. 1
21	R3. 8. 5	奈良	C	866円	838円	28円	28円	-	R3. 10. 1
22	R3. 8. 6	群馬	C	865円	837円	28円	28円	-	R3. 10. 2
23	R3. 8. 6	岡山	C	862円	834円	28円	28円	-	R3. 10. 2
24	R3. 8. 11	石川	C	861円	833円	28円	28円	-	R3. 10. 7
25	R3. 8. 5	福井	C	858円	830円	28円	28円	-	R3. 10. 1
26	R3. 8. 5	新潟	C	859円	831円	28円	28円	-	R3. 10. 1
27	R3. 8. 5	山口	C	857円	829円	28円	28円	-	R3. 10. 1
28	R3. 8. 5	和歌山	C	859円	831円	28円	28円	-	R3. 10. 1
29	R3. 8. 5	宮城	C	853円	825円	28円	28円	-	R3. 10. 1
30	R3. 8. 5	香川	C	848円	820円	28円	28円	-	R3. 10. 1
31	R3. 8. 5	徳島	C	824円	796円	28円	28円	-	R3. 10. 1
32	R3. 8. 5	福島	D	828円	800円	28円	28円	-	R3. 10. 1
33	R3. 8. 6	島根	D	824円	792円	32円	28円	-	R3. 10. 2
34	R3. 8. 5	愛媛	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 1
35	R3. 8. 6	山形	D	822円	793円	29円	28円	-	R3. 10. 2
36	R3. 8. 6	岩手	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 2
37	R3. 8. 5	秋田	D	822円	792円	30円	28円	-	R3. 10. 1
38	R3. 8. 10	青森	D	822円	793円	29円	28円	-	R3. 10. 6
39	R3. 8. 10	鳥取	D	821円	792円	29円	28円	-	R3. 10. 6
40	R3. 8. 10	大分	D	822円	792円	30円	28円	-	R3. 10. 6
41	R3. 8. 10	佐賀	D	821円	792円	29円	28円	-	R3. 10. 6
42	R3. 8. 6	高知	D	820円	792円	28円	28円	-	R3. 10. 2
43	R3. 8. 5	熊本	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 1
44	R3. 8. 6	鹿児島	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 2
45	R3. 8. 6	長崎	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 2
46	R3. 8. 10	宮崎	D	821円	793円	28円	28円	-	R3. 10. 6
47	R3. 8. 12	沖縄	D	820円	792円	28円	28円	-	R3. 10. 8

資料No. 2

2021年8月5日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

茨城県労働組合総連合
議長 白石 勝巳

日頃より、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で3月から7月に集約した「茨城県の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において最低賃金の大幅な引き上げの検討をよろしくお願ひします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

- 1, 生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。また、最低賃金の引き上げにあわせて公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。
- 2, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保障費の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政措置を充実させること。

今回追加で提出する署名の筆数は

216 筆

です。

前回とあわせると2,159筆になります。





資料No. 3

茨城労働局長 下角 圭司 殿

2021年8月20日

〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295

茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳

Tel 029-219-1031

令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の851円から28円引き上げて879円にすることを答申しました。しかし、879円という最低賃金額は、茨城労連と多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求からはあまりにも低い金額であり、1日8時間働いても憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

全国的には、28円の引き上げではなく1~4円プラスの答申を出した県もありますが、目安が全国一律28円であったため、大都市圏との地方の地域間格差は全く変わっていません。茨城県は昨年2円引き上げで、2年平均では15円の引き上げでしかありません。

以上の点から、茨城県労働組合総連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 茨城地方最低賃金額を28円引き上げ、879円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、公開の場で審議してください。また、本審が全て公開されていない現状は早急に改めてください。

【異議を申し立てる理由】

(1) 879円では、1日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。

茨城労連は、2020年2月から5月の期間に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査は、主に茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物に関する調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定するものです。

茨城労連は、合計1358名の調査結果を回収し、20代30代一人暮らしの調査結果190名分を集約しました。20代30代一人暮らしのデータを元に、水戸市在住の25歳の青年の最低生計費を試算しました。

調査結果から、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。これは年額に換算すると約300万円（軽自動車所有ケース）となります。ちなみに、東京

都（北区）の調査結果では、男性＝月額 249,642 円、女性＝月額 246,362 円（ともに税・社会保険料込み）で、水戸市の方が高くなっています。

試算の月額を、賃金収入で得ようとすると、時給換算で男性＝1,456 円、女性＝1,445 円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合）になりますが、これはお盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方です。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）してみると、男性で 1,687 円、女性で 1,674 円となります。これまでに調査を行った都道府県の結果と大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円に引き上げなければならないという結論になり、答申の 879 円では、1 日 8 時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。2020 年 12 月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規労働者）は全職員の 42.1%を占め、最も低い時給の平均が 913 円でした。しかし、20 を超える市町村の時給が 800 円台で、市町村で働く多くの会計年度任用職員は最低賃金ぎりぎり働いています。

こうした低賃金の実態は民間でも同じで、医療、介護、保育、販売、運輸といった国民生活を支える職場で働く非正規労働者は数の多さとともに、最低賃金ぎりぎりの低賃金が問題になっています。コロナ禍で大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには「今すぐ 1000 円以上、1500 円をめざす」最低賃金の引き上げがまったなしです。

(2) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金の引き上げに対応できる条件整備を

コロナ禍の中で、中小企業・小規模事業者に対する国や県による休業要請が大きな社会問題になりました。そこで働く労働者も休業補償が支給されなかったり、解雇されるなど大きな社会問題になりましたが、経営者にとっても倒産の危機が常に迫っています。持続化給付金や家賃保証などの制度はできたものの、継続的な制度になっていません。

こうした中で、コロナ禍を理由に最低賃金の引き上げではなく、凍結を求める声が生まれています。しかし、茨城労連が行った市町村議会の請願では、土浦市議会のある市議さんからは「私は中小企業の経営を行ってきたが、社会保険料の事業主負担が大変で給料が上げられなかった。しかし、給料を上げないと優秀な社員が雇えない。中小企業支援を充実させて最低賃金を上げることに賛成」という意見を聞くことができました。

最低賃金を上げて社員の給料を底上げすることは、中小企業にとっては雇用を確保し労働者の生活を保障させ、経営を安定させる上では欠かせないことです。また、最低賃金が上がり給料が底上げされなければ、個人消費が伸びず、地域経済に大きな悪影響を及ぼします。

最低賃金の引き上げとセットに、中小企業・小規模事業者向けに税金や社会保険料負担の軽減等最低賃金引き上げを可能にする支援の強化、中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公平な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

最低賃金の議論を経営者の支払い能力の問題にするのではなく、健全な中小企業の経営及び地域経済の活性化の問題として位置づけ、茨城地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、具体的な中小企業支援策の創設と拡充を強く求めてください。

(3) 答申は公開の場で再審議を

最低賃金額を実質的に審議する専門部会を非公開にする理由がわかりません。また、本審が全て公開されていないことに疑問を持っています。コロナ禍の中で、最低賃金については社会的に関心がますます高まっています。

労働組合のない非正規労働者にとっては、賃上げは最低賃金の引き上げに期待するしかありません。非正規労働者が 2000 万人を超える現状を考えれば、最低賃金審議会の専門部会と本審の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。

異議に関する審議会も含めて、全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。



2021年8月20日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

住所 茨城県小美玉市西郷地1703
 団体名 いばらきコープ労働組合
 代表者 中央執行委員長 小野瀬 範久

令和3年度茨城地方最低賃金の改定決定に対する異議申出書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆様、茨城地方最低賃金審議員の皆様にご心より敬意を表します。

8月5日、今年度の最低賃金改定額について、28円引き上げを答申致しましたが、いばらきコープ労働組合として、今回の答申に対し下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 地域間格差を解消するため、最低賃金額の格差是正をお願いします。
2. 全国一律最低賃金制を実現させ、「健康で文化的な最低限度の生活」が出来る金額にしてください。
3. 最低賃金を引き上げるにあたり、中小零細企業支援策の具体化のため早急に対応してください。

<異議を申し立てる理由>

今年度、ABCDのランク無しに一律28円を上げたことは、高く評価できます。しかし、一律28円の引き上げでは東京都と比較しても162円の格差があり、格差平行のまま引き上がった状況です。私たちは、この162円の格差を縮めて欲しいのです。

時間給労働者やシングルマザーからは、28円引き上がったとしても余裕のある生活は出来ないで、新しい洋服や美容院代を節約し、時には食費も削ります。と言った声を聞きます。

「健康で文化的な最低限度の生活」をするためにも、まずは時間額1,000円を実現し、1,500円を目指してください。

また、最低賃金額を引き上げるだけでなく、引き上げるにより負担が大きくなる中小零細企業に対する支援策の具体化は両輪であるため、国及び関係各機関に対し、具体的な中小企業支援策の創設と拡充を早急に強く求めてください。

以上

茨城労働局長 下角 圭司 様



住 所 水戸市城南3丁目9-20
団体名 茨城県医療労働組合連合会
代表者 執行委員長 後藤 朋子

令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、8月5日茨城地方最低賃金審議会は、県の最低賃金を現行の851円から28円引き上げて879円にすることを答申しました。国の中央最低賃金審議会が示した目安額28円の引き上げを答申したことは一定評価できますが、以下の点について異議を申し立てます。

(1) 最低賃金1,500円以上を目指し、早急に最低賃金1,000円以上へ引き上げを検討すること。

茨城県でも最低賃金1,500円以上が必要であることは、昨年茨城労連が実施した最低生計費資産調査結果(男性1,687円、女性1,674円)で示されました。同様の調査は全国各地で行われており、いずれの地域でも時給計算で1,500円前後となっています。憲法第25条および27条から、最低賃金1,500円以上を目指し、早急に最低賃金1,000円以上へ引き上げを検討することを求めます。

(2) 全国一律最低賃金(1,000円以上)の必要性の議論を行うべきであること。

診療報酬、介護報酬は全国一律であり、全国どこでも同水準の医療・介護を提供していますが、最低賃金の格差が医療介護分野の賃金実態の格差とリンクしていることから、医療介護の提供体制の格差につながっていることは、先に提出した意見書にも記載いたしました。

今回の各都道府県の引き上げ額で目安額28円を上回る答申を出したのはいずれもDランクの地域で、人手不足や若年層の流出を防ぐためにはコロナ禍でも目安額を超えた引き上げが必要だとの判断と言えるでしょう。茨城県の審議会においても中小企業への支援策とその実行の強化を含めた答申があり、これは人手不足や最賃未満率の解消は公労使の共通課題であると認識されたためと推察します。したがって、人口減少や医療介護の拡充の課題から、全国一律最低賃金(1,000円以上)の必要性の議論を行うことを求めます。

(3) 中小零細企業の支援策の具体化を政府関係機関に対し早急に求めること。

今回、茨城県の審議会においても中小企業への支援策とその実行の強化を含めた答申がありました。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を早急に送付することを求めます。

(4) 茨城県最低賃金審議会の公開を更に広げること。

茨城県最低賃金審議会は本審の一部公開となっています。非正規労働者が2,000万人を超えており、その影響力から最低賃金の決定過程は原則公開にすべきと考えます。積極的に最低賃金審議会の公開を広げることを求めます。

以上



資料No. 6

茨城労働局長 下角 圭司 殿

2021年8月20日

茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2
全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長 見代昌巳

令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の851円から28円引き上げて879円にすることを答申しました。しかし、879円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求からはあまりにも低い金額であり、1日8時間働いても憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

全国的には、28円の引き上げではなく1~4円プラスの答申を出した県もありますが、目安が全国一律28円であったため、大都市圏との地方の地域間格差の拡大は全く変わっていません。茨城県は昨年2円引き上げで、2年平均では15円の引き上げでしかありません。

以上の点から、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 茨城地方最低賃金額を28円引き上げ、879円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。

【異議を申し立てる理由】

(1) 879円では、1日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。

茨城労連は、2020年2月から5月の期間に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査は、合計1358名の調査結果を回収し、調査結果から、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。

日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。

コロナ禍で大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには「今すぐ1000円以上、1500円をめざす」最低賃金の引き上げが必要です。

以上



資料No. 7

茨城労働局長 下角 圭司 殿

2021年8月20日

茨城県水戸市見川5-127-281

全日本年金者組合茨城県本部

委員長 森田 秀人

令和3年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の851円から28円引き上げて879円にすることを答申しました。私たちはこの答申には不服であり、再審査を求めるものであります。

879円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求からはあまりにも低い金額であり、1日8時間働いても憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

新型コロナ禍の下で私達の生活に困難を増しているにも関わらず、年金・介護・医療など福祉の切り下げはとどまりません。年金は、物価と賃金変動の低いほうにあわせる「新年金改定ルール」が本年度から適用され、今年は0.1%の切り下げとなりました。75歳以上の医療費窓口負担を2倍化する法律も成立させられました。

高齢者にとって年金は命の綱です。しかし年金が全くない無年金者や、少ししか出ない低年金者が多数います。生活を維持するために働かざるを得ない高齢者がたくさんおり、「高齢就労者」は930万人にも及ぶとされます。ヨーロッパの高齢者は「自分の活力のためにですが、日本では「お金が足りない」ためです。労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半です。

その上、年金の支給水準は毎年のように減らされています。国民年金法第1条は、憲法25条の理念に基づき年金受給者の生活保障を目的としており、何よりも制度当初は生活保障基準を上回る定額制度とすることを国は認めていました。しかし国民年金は40年加入の満額でも現在は月65,000円、受給者の平均は55,000円の支給額です。これは生活保障基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運用によって、今後も集中的に給付水準低下を強られることになり、将来の支給水準は現在の価格で満額でも月45,000円になってしまいます。

これでは現役労働者の公的年金への期待は低下し、年金制度の崩壊にもつながりかねません。労働者の賃金を上げ、非正規をなくし正規労働者として処遇することにより、年金財源を確保する方向に転換することが重要だと考えます。また制度上、現役労働者の賃上げは、現在の年金受給額の引き上げにも連動します。地域経済の活性化にもつながるものと考えます。以上のことから今年度の改訂答申に対し再審査を要請いたします。

以上



資料No. 8

2021年8月20日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

全日本建設交運一般労働組合 茨城県本部
執行委員長 鈴木 貴之

令和3年茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

県内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力いただいている茨城労働局の皆様にご心から敬意を表します。

8月5日茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の851円から28円引き上げて879円にすることを答申しましたが、私たちは879円とした答申には、納得が出来ません。

今回の答申に対して下記のとおり異議を申し上げます。

記

1. 茨城地方最低賃金額を28円引き上げ、879円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制を実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額（今すぐ1000円以上、1500円をめざす）に引き上げてください。

【異議を申し立てる理由】

最低賃金が879円では、1日8時間働いても憲法25条で明記されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」が出来ません。

また、最低賃金の地域間格差があれば、県南地域などでは、他県へのアルバイト等で労働力の流出になっています。全国一律最低賃金制度の早急な実現をすることを求めます。